

東京都最低賃金のお知らせ

1,163 時間額 円

令和6年10月1日から

50円

UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

1,163 円
だワン



さいちん犬

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、
生産性向上のための設備投資などを行う場
合は、業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター

☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター

☎ 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)
または 最寄りの労働基準監督署へ